

平成 26 年度二段階一般競争入札による 公募売却を実施します！！

横浜市（以下「本市」という。）では、保有資産の有効な利活用の一環として、鶴見区鶴見中央四丁目、中区かもめ町及び青葉区荏田西一丁目に所在する市有地について、土地の利用等に関する企画提案を審査したうえで行う一般競争入札（以下「二段階一般競争入札」という。）により公募売却を実施します。

■ 物件の表示

物件番号	【土地の名称】 土地の所在	用途地域等 建ぺい率・容積率	地目 (公簿)	地積 (公簿)
①	【鶴見区鶴見中央四丁目土地】 横浜市鶴見区鶴見中央四丁目 21 番 15	商業地域 80%・600%	宅地	800.03 m ² ※1
②	【中区かもめ町土地】 横浜市中区かもめ町 31 番	工業専用地域 臨港地区(工業港区) 60%・200%	宅地	1,679.94 m ² ※2
③	【青葉区荏田西一丁目土地】 横浜市青葉区荏田西一丁目 5 番 16	準住居地域 60%・200%	宅地	1,104.00 m ² ※3

※1 区画整理による換地地積 ※2 公有水面埋立による地積 ※3 区画整理による換地地積

■ 入札への参加資格

法人とします。

■ 最低売却価格

物件番号	土地の名称	総額
①	鶴見区鶴見中央四丁目土地	256,970,000円
②	中区かもめ町土地	121,630,000円
③	青葉区荏田西一丁目土地	265,190,000円

■ スケジュール 【入札公告：平成 26 年 10 月 3 日（金）】

募集要項交付期間	平成 26 年 10 月 3 日（金）～平成 26 年 11 月 28 日（金）
入札参加申込書及び企画提案書受付期間	平成 26 年 11 月 21 日（金）～平成 26 年 11 月 28 日（金）
企画提案書の審査【第一段階】	平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月
企画提案書の審査結果通知	平成 27 年 1 月 30 日（金）
価格競争入札【第二段階】	平成 27 年 2 月 26 日（木）
契約・所有権移転・土地引渡し	落札決定の日から 30 日以内

※ 交付・受付場所：横浜市中区港町 1 丁目 1 番地 横浜市財政局管財部資産経営課（横浜市役所本庁舎 4 階） Tel 045-671-2269

※ 募集要項は、資産経営課のホームページでも御覧いただけます。 <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/toti/hoyutochi>

■ 二段階一般競争入札の概要

【企画提案書等の作成及び提出】

入札参加希望者は、土地の利用等に関する計画をまとめた書類（以下「企画提案書」という。）を作成し、入札参加申込書とあわせて提出します。

【審査及び入札】

審査及び入札は、二段階で行うこととします。

第一段階においては、提出された企画提案書について、横浜市保有資産公募売却等事業予定者選定委員会が審査します。

第二段階においては、本市が、第一段階の審査結果に基づき審査通過者を決定のうえ、審査通過者による入札を行います。

二段階一般競争入札のほか、平成 26 年度第 2 回市有地公募売却を実施します。
本日、記者発表（財政局取得処分課）を行っていますので、御参照ください。

お問合せ先

財政局資産経営課長 鈴木 康弘 Tel 045-671-2198

【裏面あり】

(参考) 土地利用条件

物件番号	土地の名称	土地利用条件
①	鶴見区 鶴見中央四丁目 土地	<p>(1) 募集用途 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二に基づき商業地域内に建築することができる建築物で、周辺環境と調和したものとします。 ただし、下記に掲げるものの用として建築物の全部又は一部を利用するものは除きます。</p> <p>ア 興行・集会を目的とする施設、旅館、ホテル、飲食の提供を伴う店舗その他これらに類するものの用 イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用 ウ 前記イに定めるもののほか、反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用 エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防犯に供する施設 ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p>
②	中区 かもめ町土地	<p>(1) 募集用途 臨港地区（工業港区）のうち次に指定する建築物（著しい交通障害、悪臭、騒音等が生じるものは不可）で、周辺環境と調和したものとします。</p> <p>ア 工場 （ア）原料又は製品の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はこれに関連する事業を営む工場並びにその附帯施設 （イ）上記工場に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設 （ウ）造船所及びその附帯施設 イ 研究開発施設 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究開発施設及びその附帯施設 ウ 流通業務施設 （ア）荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設 （イ）港湾を利用して行う貨物の運送の用に供するトラックターミナル及びその附帯施設</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p> <p>※ 敷地割りをすることは不可とします。</p>
③	青葉区 荅田西一丁目 土地	<p>(1) 募集用途 戸建住宅（共同住宅、兼用住宅、寄宿舎は不可）で、周辺環境と調和したものとします。 なお、敷地面積の最低限度を125㎡とします。</p> <p>(2) 附帯設置を要する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災に供する施設 ・ 地球温暖化対策に供する施設 <p>(3) 市内事業者の活用 設計、施工、管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を活用</p>